



令和7年4月18日
住宅局 建築指導課
住宅生産課

ニチハ株式会社が供給した軒裏材を用いた住宅等における 国土交通大臣認定仕様への不適合について

ニチハ株式会社より国土交通省に対し、同社が供給した軒裏材を用いて建設された一部の住宅等の軒裏の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、建築基準法等の規定に抵触するおそれがあるとの報告がありました。

これを受け、国土交通省は同社に対して、是正の迅速な実施等の所要の対応を行うよう指示しました。

1. 事案概要

令和6年10月30日(水)、ニチハ株式会社より国土交通省に対し、同社が供給した軒裏材を用いて建設された一部の住宅等の軒裏(準耐火構造[※])の仕様が、国土交通大臣認定に適合しない仕様となっており、建築基準法等の規定に抵触するおそれがあるとの報告がありました。

※ 建築基準法では、防火地域等にある建築物の軒裏については、通常の火災による周囲への延焼を防止するため、規模等に応じて、準耐火性能を有する構造(準耐火構造)とすることを求めている。準耐火構造については、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの(告示仕様)又は国土交通大臣の認定を受けたものとする必要がある。

上記報告を受け、国土交通省から同社に対して必要な調査等を指示した結果、令和7年4月17日(木)までに、以下の報告がありました。

- (1) ニチハ株式会社が軒裏材を供給して建設され軒裏が大臣認定に適合しない仕様となっている建築物のうち、建築基準法の規定に抵触するおそれがあるものは、住宅等423棟であること(出荷先の企業において平成19年12月～平成28年11月に供給)。また、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度が活用されており、等級に影響するおそれがあるものは、127棟(住宅のみ)であること。(参考1)
- (2) 不適合の内容は、軒裏(準耐火構造)の大臣認定の仕様と成分が異なる軒裏材をニチハ株式会社が供給していたこと。(参考2)
- (3) 同社は、出荷先等関係者と協議のうえ、対象の住宅等について速やかに改修等を行う方針であること。

(参考1)

都道府県別・用途別棟数

都道府県	建築基準法の規定に抵触するおそれ	住宅				非住宅 (事務所等)	住宅性能表示制度の等級に影響するおそれ
		戸建	共同・長屋	併用※			
北海道	1	1	0	0	0	0	
岩手県	1	1	0	0	0	0	
山形県	1	1	0	0	0	0	
埼玉県	3	3	0	0	0	0	
東京都	290	269	15	5	1	61	
神奈川県	51	48	2	1	0	11	
富山県	1	1	0	0	0	0	
静岡県	1	0	0	1	0	0	
愛知県	11	10	0	1	0	10	
京都府	7	6	0	1	0	5	
大阪府	36	34	0	1	1	24	
兵庫県	11	11	0	0	0	3	
奈良県	2	2	0	0	0	0	
和歌山県	2	2	0	0	0	1	
岡山県	0	0	0	0	0	1	
広島県	1	1	0	0	0	0	
山口県	0	0	0	0	0	3	
香川県	1	1	0	0	0	2	
高知県	0	0	0	0	0	1	
福岡県	1	1	0	0	0	2	
佐賀県	0	0	0	0	0	1	
熊本県	0	0	0	0	0	1	
大分県	2	2	0	0	0	1	
小計	423	394	17	10	2	127	

※ 一の建築物において、店舗・事務所等業務の用に供する非住宅部分と、居住の用に供する住宅部分を有する建築物。

【国土交通大臣認定の仕様への不適合概要】

